

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第三号

縣有種牡牛貸付規則を次のように定める。

昭和二十五年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 縣有種牡牛貸付規則

第一條 優良な縣有種牡牛（以下種牡牛という）の普及を図り本縣産牛の改良増産を促進するため、この規則により種牡牛を縣内の畜産農業協同組合連合会その他適当と認める團體に対して貸付する。

第二條 種牡牛の貸付を受けようとするものは毎年二月十五日までに別紙第一号様式による申請書を知事に提出しなければならぬ。但しやむを得ない事由があるときはこの限りでない。

昭和二十五年一月十三日  
第二千七百七十七号 金 曜 日

本書ノハ國定規格A五判

第三條 種牡牛の貸付を受けたとき借受者は別紙第二号様式による借受証を知事に提出しなければならない。借受者は管理人を置いたとき又は管理人を変更したときはその住所氏名を速かに知事に届けなければならない。

第四條 種牡牛の貸付期間は黒毛和種種牡牛においては貸付の日から満三箇年とし、乳用種牡牛においては貸付の日から満四箇年とする。但し貸付後知事が必要と認めるときは貸付期間を変更することができる。

第五條 借受者は貸付種牡牛を農業共済保険に附さなければならぬ。

第六條 借受者は貸付種牡牛の借受時の價格に相当する金額をその貸付の日から黒毛和種々牡牛においては三箇年賦で、乳用種牡牛においては一年すえ置いて後三年間に毎年知事の指定する期日に分割して納入しな

00720

ればならない。但し借受者が特別の事由ある場合において知事は借受者の申請により納入すべき期日を変更し、或は貸付期間内においてその金額を納付させることができる。

前項の金額を完納した借受者に対し知事はその種牡牛を無償譲与する。

第七條 知事は縣有種牡牛の借受者に対し飼養管理その他必要な指示をすることがある。

前項の場合において借受者は正当な事由なくしてこれを拒むことができない。

第八條 貸付種牡牛が失踪し盗難、へい死その他重大な事故を生じたときは直ちに知事に届け出でなければならない。但しへい死の場合においては獣医師の診断書又は検案書を添付しなければならない。

前項の場合借受者はその種牡牛の借受時の價格に相当する金額の全額を賠償しなければならない。但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由によると知事が認めるときは賠償金額を減免することができる。

第九條 貸付種牡牛の受領は知事の指定する期日及び場所で行いこれに要する費用及び飼養管理その他一切の費用は借受者の負担とする。

第十條 借受者は別紙第三号様式による台帳を備え貸付種牡牛について該台帳に必要事項を記載しなければならない。

第十一條 借受者がこの規則に違背したときは知事は貸付種牡牛を返納させることができる。この場合借受者はこれによつて生ずる損害の賠償を請求することができる。

附則

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十五年十二月鳥取縣令第七十七号縣有種牡牛貸付規程は廢止する。

第一号様式

縣有種牡牛貸付申請書

一、種牡牛 号

右縣有種牡牛貸付規則により貸付を受けたので次の

00721

事項を具し申請致します。

年 月 日

借受者団体長名

㊦

鳥取縣知事 殿

記

一、種牡牛改良計画

一、その他参考事項

第二号様式

縣有種牡牛借受証

別記の縣有種牡牛を借受け致しましたので昭和 年

月 日鳥取縣規則第 号縣有種牡牛貸付規則

を守りこの借受証を提出します。

昭和 年 月 日

借受者団体長名

㊦

鳥取縣知事 殿

別記

貸付種牡牛名簿

貸付番号 姓名 生年借受借受時 借用場所 管理人名 住所 摘要

第三号様式

借受台帳

管理場所

市町大字 番地 氏名

貸付番号	姓名	生年月日	毛色及び特徴	産地	血統	借受期間	引取場所	借受時の價格	家畜保險加入年月日	保險金額

鳥取縣規則第四号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十七号鳥取縣生活物資生産販売業者登録手数料規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條第一項第三号の末尾に次のように加える。

12 食用油脂 百円

附則

この規則は公布の日から施行する。

鳥取縣規則第五号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第五十二号飲食營業臨時規  
整法施行細則の一部を次のように改める。

昭和二十五年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條中「又は副食券」を削り同條の次に次の十八條を  
加える。

様式第二号第三号中「又は副食券」及び副食券の欄を削  
る

第四條 法の円滑な運営を期する目的をもつて鳥取縣飲  
食營業運営委員会(以下委員会という)を置く。

第五條 委員会は知事の諮問に応じ前條の目的を達成す  
るため次の各号に掲げる事項を審議し意見を述べ又は

資料を提供する。

1、法第三條による營業の許可に関する事項

2、法第十一條による營業の停止、取消処分に関する  
事項

3、その他法の円滑な運営を図るため必要な事項

第六條 委員会に左の役員を置く。

委員長、副委員長 一名 委員 三名

第七條 委員長は会務を総理する。

委員長事故があるときは副委員長がその職務を代理し  
委員長、副委員長共に事故あるときは委員長の指名す  
る委員がその職務を代理する。

第八條 委員会に幹事若干名を置く。幹事は委員長の命  
を受けて委員会の庶務に従事する。

第九條 委員長は知事をもつてこれに充て副委員長、委  
員及び幹事は左の各号に掲げるものの中から知事が任  
命又は委嘱する。

- 1、關係の公務員
- 2、民間有識者

第十條 委員会には必要に応じ委員長が召集するものとす  
る。

第十一條 法第十一條第一項第二項又は第三項による処  
分並びに同條第四項の規定により聽聞を行う場合(以  
下聽聞会という)知事は様式第四号により聽聞会の開  
催の日の一週間前までに法第十一條第一項第二項又は  
第三項の処分の原因と認められる事案並びに聽聞の期  
日及び場所を当該營業者(法第二條の飲食營業を営む  
者をいう)に通告すると共に様式第五号により公示す  
るものとする。

第十二條 聽聞会は第六條の役員をもつてこれに充て知  
事の指名した者が議長となつて主宰する。

第十三條 第十一條の規定により通告を受けた營業者又  
はその代理人が聽聞会に出席しない場合の聽聞は法第  
十一條第一項第二項又は第三項の処分の原因と認めら  
れる事實に関する当該營業者の供述書があるときは、  
当該供述書及び当該事實の調査に當つた行政庁の職員  
が署名捺印した調書を朗誦して行ふ。

2 知事は必要と認めるときは部内又は關係行政庁の職員  
の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第十四條 營業者が聽聞会に代理人を出席させるときは、  
委任状を添えてその旨を知事に届け出なければならな  
い。

第十五條 聽聞会は公開とし、聽聞は口答審問により行  
ふものとする。

第十六條 傍聽人は聽聞の場所において発言することが  
できない。但し議長の許可を得たときはこの限りでな  
い。

第十七條 議長は聽聞の場所において秩序保持のため必  
要があると認めるときは、傍聽人の入場を制限するこ  
とができる。

第十八條 議長は聽聞会終了後聽聞の経過につき遅滞な  
く調書を作成しなければならない。

第十九條 知事は聽聞会終了後遅滞なく法第十一條第一  
項第二項又は第三項の規定により処分を決定し、文書  
によりこれを当該營業者に通知しなければならない。

00724

前項の処分が法第十一條第三項の規定により封印する等の措置を命ずるものであるときは、知事は飲食営業臨時規整法施行規則(以下施行規則という)第八條の規定により措置方法及びその履行期限を指定し、同時に施行規則第九條の規定による封かん紙を交付しなければならぬ。

第二十條 前條の封かん紙の大きさは縦十二糎横五糎とする。

第二十一條 法第十一條第一項又は第二項の規定により飲食営業許可の取消又は停止の処分をしたときは、飲食営業許可標識及び許可証を処分期間中知事において引あげ保管しなければならない。

附則

この規則は公布の日から施行する。

様式第四号

(第一号)

聽開会出頭通知書  
出頭人住所

氏名  
一、処分の原因と認められる違反行為  
一、日 時  
一、場 所

飲食営業臨時規整法第十一條第四項の規定により右の通り聽開会を開催するので出頭ありたい。  
なお代理人を出席させるときは委任状を添えてその旨を知事に届けなければならぬ。

昭和 年 月 日  
鳥取縣知事 西尾 愛 治

様式第五号

公 示

飲食営業臨時規整法第十一條第四項の規定による聽開会を左記により開催するので公示する。

記

一、当該業者住所  
氏名  
二、營業種目

00725

三、日 時  
四、場 所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第十二号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により日野郡山上村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

事業種別	施 設 名	設置主体
授産事業	石見村立授産場	右見村
同	東 村立同	東 村
收容授産事業	花見村立更生寮	花見村
同	由良町立同	由良町

昭和二十五年一月十三日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年一月十七日から  
同 年一月二十一日まで

◇鳥取縣告示第十三号

生活保護法第七條第一項による保護施設として認可した左記施設に対しこれが事務費を次のように定め昭和二十五年一月一日から適用する。

所 在 地	一、一日当り事務費	收容	授産
日野郡石見村大字中石見	十八円四十五錢	七円	十八円四十五錢
岩美郡東村大字陸上四九六	十八円四十五錢	七円	十八円四十五錢
東伯郡花見村大字長和田	十八円四十五錢	七円	十八円四十五錢
同 由良町大字由良宿	十八円四十五錢	七円	十八円四十五錢

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

投産事業	米子市薄板投産場	米子市	米子市角盤町二丁目	十八円四十五銭
同	大村立大村投産場	大村	八頭郡大村大字赤波一九三ノ一	十八円四十五銭
同	鳥取縣立上神同	鳥取縣	東伯郡灘手村大字上神字猫山	十八円四十五銭
收容投産事業	青谷町立更生寮	青谷町	氣高郡青谷町大字青谷	七円 十八円四十五銭
投産事業	大高村立投産場	大高村	西伯郡大高村大字尾高	十八円四十五銭
同	崎津村立同	崎津村	同 崎津村大字大崎	十八円四十五銭
同	鳥取縣立鳥取同	鳥取縣	鳥取市吉方町二六九	十八円四十五銭
同	智頭町立同	智頭町	八頭郡智頭町大字智頭	十八円四十五銭
同	大御門村立同	大御門村	同 大御門村大字市谷四一五	十八円四十五銭
收容投産事業	溝口町立母子寮附属投産場	溝口町	日野郡溝口町大字溝口	十八円四十五銭

◇鳥取縣告示第十四号

左の投産施設に対し次のように処置し昭和二十五年一月一日から適用する。

昭和二十五年一月十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

不適格施設名	設置主体	所在地	備考
米子市菅投産場	米子市	米子市立町二丁目	認可取消

鳥取縣立浜村投産場	縣	氣高郡浜村町大字浜村	廃止
同 三朝同	同	東伯郡三朝村国立島根療養所三朝温泉療養所内	同
同 特設鳥取投産場	同	岩美郡宇倍野村奥谷一六九五国立鳥取病院内	同
同	同	米子市皆生国立鳥取病院皆生分院内	同

◇鳥取縣告示第十五号

府縣道の路線名及び区域を次のように変更し変更区域をもつてその区域と定める。

昭和二十五年一月十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

菅原上小鴨停車場線	変更路線
上小鴨停車場上古川線は路線名を菅原上小鴨停車場線と変更する。	
起点 東伯郡上小鴨村大字菅原字上屋敷二〇〇番地より同郡同村大字岩倉字上河原二地先に於て府縣道廣瀬倉吉線に接合重用同郡上小鴨村大字廣瀬土井手九七ノ一地先分岐同郡上小鴨村大字上古川字ほれと一六九ノ一地先府縣道倉吉勝山線接合重用し上小鴨村大字上古川字上町二二〇ノ一地先に於て分岐	
終点 東伯郡上小鴨村大字上古川	

府縣道倉吉勝山線分岐	終点 上小鴨停車場
起点 東伯郡上小鴨村大字上古川	

### 選舉管理委員會告示

#### ◇鳥取縣選舉管理委員會告示第一号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつたソ連帰還者生活擁護同盟鳥取支部の解散の際の收支に關する報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十五年一月十三日

鳥取縣選舉管理委員長

上

根

政

幸

政黨協會その他の團體の解散の際の收支に關する報告書要旨

一、種 類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書

二、期 間 自昭和二十五年一月一日  
至同 年一月十日

三、報告書の要旨

政黨協會その他の團體名

附及 寄入 又は 収入 額の 總	一件千円以 上の寄附		一件五百円 以上の寄附		支出の 額		一件千円以 上の支出		一件五百円 以上の支出		報告受理年月日
	件 数 總	額 總	件 数 總	額 總	件 数 總	額 總	件 数 總	額 總	件 数 總	額 總	

ソ連帰還者生活擁護同盟鳥取支部

円	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和二五、一、二二
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------

昭和二十五年一月十三日印刷  
昭和二十五年一月十三日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取